

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人北海道大学職員就業規則(平成16年海大達第85号。以下「職員就業規則」という。)第40条及び国立大学法人北海道大学船員就業規則(平成16年海大達第86号。以下「船員就業規則」という。)第41条の規定に基づき、国立大学法人北海道大学(以下「本学」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与支給の基準)

第2条 職員の給与支給の基準については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。第50条第3項第2号において「給与法」という。)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、本学の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定めるものとし、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)及び船員法(昭和22年法律第100号)の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当及び病院勤務職員等特別調整手当
- (2) 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、防疫等作業手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、学位論文審査手当、夜間業務手当及びオンコール手当
- (3) 期末手当及び勤勉手当
- (4) 通勤手当
- (5) 寒冷地手当
- (6) 入試手当

(給与の支給日)

第4条 基本給及び前条第2項第1号に定める手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、同項第2号に定める手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日に、17日が土曜日に当たるときは16日に、17日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときは18日に支給する。

- 2 前条第2項第3号に定める手当は、6月30日及び12月10日(以下この項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
- 3 前条第2項第4号に定める手当は、第31条第5項に規定する支給単位期間に係る最初の月の第1項に規定する給与の支給日に支給する。
- 4 前条第2項第5号に定める手当は、11月から翌年の3月までの第1項に規定する給与の支給日に支給する。
- 5 前条第2項第6号に定める手当は、回数を単位として支給する業務にあつては当該入学試験が実施された日の属する月の翌月の第1項に規定する給与の支給日に、日数を単位として支給する業務にあつては当該業務に従事した日の翌月の同項に規定する給与の支給日に支給する。

(給与の支払)

第5条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、労基法第24条に基づく協定及び船員法第53条に基づく労働協約並びにその他法令に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員から書面による申し出があつた場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。
- 3 業務について生じた実費の弁済は、給与には含まない。

(日割計算)

第6条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、基本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、基本給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、その月の現日数から国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程(平成16年海大達第91号。以下「職員労働時間等規程」という。)第6条及び国立大学法人北海道大学船員労働時間、休日及び休暇規程(平成16年海大達第92号。以下「船員労働時間等規程」という。)第10条に規定する休日(職員労働時間等規程第7条及び船員労働時間等規程第14条の規定により休日の振替を行い、休日に勤務した職員にあつては、当該休日に代わる日)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによつて計算する。
- 5 前4項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当及び病院勤務職員等特別調整手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第4条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき
- (2) 本人が死亡したとき

(非常時払)

第8条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があつたときは、第4条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与をすみやかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によつて生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき
- (2) 本人又はその収入によつて生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき
- (3) 本人又はその収入によつて生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき
- (4) その他特に必要と認めたとき

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 第22条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)及び特地勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を155で除して得た額とする。

- 2 第46条から第48条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに初任給調整手当、特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、特地勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当、病院勤務職員等特別調整手当及び寒冷地手当の月額の合計額を155で除して得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第46条から第48条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、防疫等作業手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当又は極地観測手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1月単位で支給されるものにあつては、その額を155で除した額とし、1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第10条 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額及び第46条から第48条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給)

第12条 基本給は、基本給表に定める職務の級及び号俸に対応する基本給月額により支給する。

2 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるものとする。

- (1) 一般職基本給表(別表第1)

- イ 一般職基本給表(A)
- ロ 一般職基本給表(B)
- (2) 海事職基本給表(別表第2)
 - イ 海事職基本給表(A)
 - ロ 海事職基本給表(B)
- (3) 教育職基本給表(別表第3)
- (4) 医療職基本給表(別表第4)
 - イ 医療職基本給表(A)
 - ロ 医療職基本給表(B)
- (5) 指定職基本給表(別表第5)
- (6) 特定職基本給表(別表第6)
- (7) URA職基本給表(別表第6の2)

(初任給)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第14条 職員就業規則第12条及び船員就業規則第13条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

- 2 勤務成績が良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第15条 職員就業規則第13条及び船員就業規則第14条の規定により降任した職員については、下位の級に降格させることができる。

- 2 職員就業規則第14条の3第1項及び船員就業規則第15条の2第1項の規定により特命職に配置換えされた職員であって、次の表に掲げるものについては、下位の級に降格させる。

基本給表	職員
一般職基本給表(A)	職務の級7級以上の職員
海事職基本給表(A)	職務の級6級以上の職員
教育職基本給表	職務の級5級の職員
医療職基本給表(A)	職務の級7級以上の職員
医療職基本給表(B)	職務の級6級以上の職員
URA職基本給表	職務の級6級以上の職員

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(基本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第17条 職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第18条 職員(指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(海事職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の職員、医療職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員及び医療職基本給表(B)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の職員にあつては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 次に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
 - (1) 55歳を超える職員(次号及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 57歳を超える職員(一般職基本給表(B)の適用を受ける職員に限る。)
 - (3) 58歳を超える職員(職員就業規則第2条第2項及び船員就業規則第2条第4号に規定する職員(次項において「教員」という。)に限る。)

- (4) 一般職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員
- (5) 教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員
- (6) URA職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である職員
- 4 55歳を超え、58歳に満たない教員(前項第5号に掲げる者を除く。)に関する第2項の規定の適用については、同項中「4号俸(海事職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の職員、医療職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員及び医療職基本給表(B)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の職員にあっては、3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合には、別に定める日に昇給を行うことがある。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

第19条 削除

第3章 給与の特例等

(特命職に配置換えされた者等の給与)

第20条 職員就業規則第14条の3及び船員就業規則第15条の2の規定により特命職に配置換えされ、又は採用された職員についてのこの規程の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	基本給月額	基本給月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)
第25条第3項	調整基本額	調整基本額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)
第27条第3項	掲げる額	掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)

(休職者の給与)

- 第21条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。))第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この条において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第16条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償、船員法第91条第1項による傷病手当及び労災保険法第14条による休業補償給付(休業特別支援金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。
- 2 前項に規定する場合を除き、職員が職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第16条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職期間が1年(結核性疾患にあっては、2年)に達するまでは、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当(以下この条において「基本給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴され、職員就業規則第15条第1項第2号又は船員就業規則第16条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号若しくは第4号又は船員就業規則第16条第1項第3号若しくは第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等のそれぞれ100分の70以内(職員就業規則第15条第1項第3号又は船員就業規則第16条第1項第3号の規定による場合であって、当該職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第15条第1項第5号、第7号若しくは第8号又は船員就業規則第16条第1項第5号若しくは第7号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、給与は支給しない。
- 6 職員が職員就業規則第15条第1項第6号若しくは第9号又は船員就業規則第16条第1項第6号若しくは第8号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、前5項との均衡を考慮し、基本給等のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 7 休職期間中の職員に対しては、他に別段の定めがない限り、第1項から第4項まで及び前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 休職にされた職員が復職した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職の日及び復職の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合

に準じてその者の号俸を調整することができるものとする。

(育児休業者等の給与)

第22条 国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号。以下「育児・介護休業等規程」という。)第3条の規定による育児休業又は同規程第7条の2の規定による出生時育児休業(以下この条において「育児休業等」という。)を取得した職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業等をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 育児休業等をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第50条(期末手当)に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある職員

ロ 第51条(勤勉手当)に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員

(3) 育児休業等をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業等をした期間に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、前条第8項の規定に準じてその者の号俸を調整することができるものとする。

2 育児・介護休業等規程第10条の規定による育児部分休業を取得した職員の給与については、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に育児部分休業により勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(育児短時間勤務職員の給与)

第22条の2 育児・介護休業等規程第13条の2第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)についてのこの規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第4項	代わる日)	代わる日)並びに国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号。以下「育児・介護休業等規程」という。)第13条の2第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の勤務日以外の日(1週のうち5日間勤務する場合を除く。)
第9条第1項	155	155に育児・介護休業等規程第13条の2第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の当該承認を受けた1週間当たりの所定の勤務時間を、職員労働時間等規程第2条若しくは第15条第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は船員労働時間等規程第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た数
第9条第2項	特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、特地勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当、病院勤務職員等特別調整手当及び寒冷地手当の月額合計額を155	特地勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、特地勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当及び病院勤務職員等特別調整手当の月額合計額に、寒冷地手当の月額に算出率を乗じて得た額を加算した額を、155に算出率を乗じて得た数
第12条第1項(第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	により	に算出率を乗じて得た額により

第25条第3項(第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第27条第3項(第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	とする。この	に算出率を乗じて得た額とする。この
第31条第2項第2号	定める額	定める額(育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)
第46条第1項及び第3項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、所定の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第49条の5第2項、第49条の7第2項及び第49条の8第2項	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第50条第2項	基本給、基本給の調整額	基本給及び基本給の調整額の月額を算出率で除して得た額
第51条第2項	基本給、基本給の調整額	基本給及び基本給の調整額の月額を算出率で除して得た額

(介護休業者等及び自己啓発休業者の給与)

第23条 育児・介護休業等規程第14条の規定による介護休業を取得した職員の給与については、第22条第1項各号の規定を準用する。この場合において、第22条第1項各号中「育児休業等」とあるのは「介護休業」と読み替えるものとする。

2 育児・介護休業等規程第20条の規定による介護部分休業を取得した職員の給与については、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に介護部分休業により勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

3 育児・介護休業等規程第27条の規定による自己啓発休業を取得した職員の給与については、第22条第1項第1号及び第3号の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第3号中「育児休業等」とあるのは「自己啓発休業」と読み替えるものとする。

(フレックスタイム制適用者の給与)

第23条の2 職員労働時間等規程第15条の3の規定によりフレックスタイム制が適用される職員についてのこの規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第46条第1項	所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員	労基法第32条の3に基づく労使協定に定める清算期間における総労働時間(以下この項及び次項において「総労働時間」という。)を超えて勤務した職員
第46条第1項及び第2項	所定の勤務時間以外の時間に勤務した	総労働時間を超えて勤務した
第47条第1項	所定の勤務時間以外の時間に	7時間45分を超えて
第47条第1項	当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に	当該休日に勤務した全時間のうち、7時間45分を超えて
第48条第1項	所定の勤務時間が深夜に割り振られた	深夜に勤務した

第48条第1項	深夜に勤務を命ぜられた	深夜に勤務した
---------	-------------	---------

(給与の減額)

第24条 職員が勤務しないときは、職員労働時間等規程第18条及び船員労働時間等規程第16条に規定する休暇による場合又は国立大学法人北海道大学職員兼業規程第6条第1号から第3号までの規定による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は職員就業規則第52条及び船員就業規則第54条の規定に基づく疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第25条 基本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により基本給の調整を行う職は、別表第7の勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 職員の基本給の調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第8に掲げる調整基本額にその者に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第26条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職(以下「管理職」という。)を占める職員に支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 管理職手当の月額、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額(育児短時間勤務職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務時間を、職員労働時間等規程第2条若しくは第15条第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は船員労働時間等規程第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

適用区分	支給額
I種	200,000円
II種	100,000円
III種	80,000円
IV種	65,000円
V種	60,000円
VI種	50,000円

- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、労基法第37条第4項に規定する深夜(午後10時から午前5時までの間)における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 管理職を占める職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労災保険法第7条に規定する業務災害又は通勤災害を受けたと認められ、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。

(初任給調整手当)

第27条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された職員(教育職基本給表の適用を受ける職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、月額51,600円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項に掲げる職員以外の職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有するものには、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第9に掲げる額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる

期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 4 初任給調整手当を支給されている職員が職員就業規則第15条第1項又は船員就業規則第16条第1項の規定による休職にされた場合における当該職員に対する別表第9の適用については、当該休職の期間(第21条の規定により給与の全額を支給される期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(扶養手当)

第28条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(ただし、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員、海事職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級の職員、医療職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員及びURA職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員にあつては3,500円、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上の職員にあつては支給しない。)
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(5) 重度心身障害者	

- 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(地域手当)

第29条 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
北海道	札幌市	100分の4
東京都	特別区	100分の20

- 3 6箇月を超えて第1項による地域手当を支給されている職員が、前項の表の支給割合欄に掲げる支給割合のより低い支給地域又は支給地域欄に掲げる地域以外に異動した場合は、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合をもって、前項の規定の例により得た月額を地域手当として支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に第2項の表の支給地域欄に掲げる地域以外に異動した場合における地域手当の支給については、別に定めるところによる。

- 4 国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の職員若しくは独立行政法人の職員、その他別に定める法人等の職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、前2項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、別に定めるところにより、地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第29条の2 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)に伴う勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の

所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の職員若しくは独立行政法人の職員、その他別に定める法人等の職員であつた者が、引き続き本学の職員となり、これに伴い勤務箇所に変更があつたものその他前2項の規定による広域異動手当を支給する職員との権衡上必要があると認められる職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
(住居手当)

第30条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(同表各号のいずれにも該当する職員にあつては、同表各号に掲げる額の合計額)とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、国の機関又は他の国立大学法人等から有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。)	住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする	
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
(2) 第32条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(本学、国の機関又は他の国立大学法人等から貸与されている有料宿舍を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認めたもの	前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	

(通勤手当)

第31条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表の右欄に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 本学の勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに本学に採用となった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員、その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が二以上ある場合においては、

その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

(単身赴任手当)

第32条 本学の勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員、その他これら職員との権衡上必要があると認められる職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額)とする。

交通距離	加算額
100km以上 300km未満	8,000円
300km以上 500km未満	16,000円
500km以上 700km未満	24,000円
700km以上 900km未満	32,000円
900km以上 1,100km未満	40,000円
1,100km以上 1,300km未満	46,000円
1,300km以上 1,500km未満	52,000円
1,500km以上 2,000km未満	58,000円
2,000km以上 2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

- 3 本学への採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、本学に採用される直前の住居から採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員、その他前2項の規定による単身赴任手当を支給する職員との権衡上必要があると認められる職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(高所作業手当)

第33条 高所作業手当は、次に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額(作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあつては、その額に100分の60を乗じて得た額)とする。

作業の区分	手当額
(1) 北方生物圏フィールド科学センターに所属する職員が地上10メートル以上の樹木上で種子採取等の作業に従事したとき	220円(当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたときは、320円)
(2) 施設部に所属する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき	200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)

(爆発物取扱等作業手当)

第34条 爆発物取扱等作業手当は、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員が直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円(作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあつては、180円)とする。

(航空手当)

第35条 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 試作又は改造の航空機用機器材の実験

- (2) 気象、地象又は水象の観測又は調査
- (3) 水路又は陸地の測量
- (4) 磁気探査又は核原料資源の調査
- (5) 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する研究又は試験
- (6) 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査
- (7) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査

2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額とする。

職務の級	手当額
一般職基本給表(A)2級以上の級 教育職基本給表2級以上の級	1,900円
一般職基本給表(A)1級の級 教育職基本給表1級	1,200円

3 前項の規定にかかわらず、気密装置を有しない航空機によつて高度5,000メートル以上の高空を30分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の第1項の手当額は、前項に定める手当額に、当該業務に従事した時間1時間につき前項に定める額の100分の30に相当する額を加算した額とする。

4 第1項の業務のために、船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合におけるその日の属する月の航空手当の総額は、第2項の規定により得られる額にその搭乗した日1日につきそれぞれ870円(日没時から日出時までの間において船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した場合にあつては、1,300円)を加算した額とする。

(種雄牛馬取扱手当)

第36条 種雄牛馬取扱手当は、北方生物圏フィールド科学センターに所属する職員が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき230円(作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、138円)とする。

(死体処理手当)

第37条 死体処理手当は、次の表に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表の定める額とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事した場合にあつては、第2号の作業に係る手当を、支給しない。

(1) 医学部及び歯学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている職員のうち一般職基本給表(A)の適用を受ける職員が当該教室における死体の処理作業に従事したとき	3,200円
(2) 職員のうち一般職基本給表(A)の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき	1,000円

(防疫等作業手当)

第38条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びにこれらに相当すると認められる感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち教育職基本給表の適用を受ける職員以外の職員が、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき、支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

(放射線取扱手当)

第39条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。ただし、職員が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であつたことが医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の18第2項に定める測定(同項第1号ただし書によるものを除く。)により認められた場合に限る。

(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき

(2) 前号のほか、職員が放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第1条第1号に規定する管理区域内において行う業務に従事したとき

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなつた月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第40条 異常圧力内作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。
- (2) 職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。
- (3) 職員が次の表に定める潜水船に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。

所属機関	潜水艦名
国立研究開発法人海洋研究開発機構	しんかい6500

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 作業に従事した時間1時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

- (2) 前項第2号の作業 作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円
30メートルを超えるとき	1,500円

- (3) 前項第3号の作業 作業に従事した時間1時間につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額(潜水深度が300メートルを超える海中における作業に従事した場合にあつては、同表に定める額にその100分の30に相当する額を加算した額)

職務の級等	手当額
一般職基本給表(A)4級以上の級 教育職基本給表3級以上の級	2,200円
一般職基本給表(A)3級及び2級 教育職基本給表2級	1,700円
一般職基本給表(A)1級 教育職基本給表1級	1,400円

(山上等作業手当)

第41条 山上等作業手当は、次に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額とする。

作業の区分	手当額
(1) 職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として別表第10に指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき	410円
(2) 職員のうち一般職基本給表の適用を受ける職員が、勤務環境の劣悪な山上等の研究林として別表第11に指定するものにおいて、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき	260円

(夜間看護等手当)

第42条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事したとき。
- (2) 医療職基本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の業務 勤務の区分に応じて次の表に定める額

勤務の区分	手当額
その勤務時間が深夜の全部を含む勤務	8,600円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,200円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,500円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,400円

- (2) 前項第2号の業務 1,620円

- 3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第31条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合(当該通勤のため料金の一部又は全部を大学が負担するタクシー等を利用する場合を除く。)における第1項第1号の業務に係る手当額については、前項第1号の規定にかかわらず、職員の区分に応じて次の表に定める額を加算した額とする。

職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の職員	1,140円

(極地観測手当)

- 第43条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から職員に対して極地観測手当に相当する手当を支給されるときにあつては、この限りでない。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額(越冬して行う業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額)とする。

職務の級等	手当額
一般職基本給表(A)7級以上の級 海事職基本給表(A)6級以上の級 教育職基本給表5級	4,100円
一般職基本給表(A)6級、5級及び4級 海事職基本給表(A)5級及び4級 海事職基本給表(B)6級 教育職基本給表4級及び3級	3,100円
一般職基本給表(A)3級 海事職基本給表(A)3級 海事職基本給表(B)5級 教育職基本給表2級	2,400円
一般職基本給表(A)2級 海事職基本給表(A)2級 海事職基本給表(B)4級及び3級 教育職基本給表1級	2,000円
一般職基本給表(A)1級 海事職基本給表(A)1級 海事職基本給表(B)2級	1,900円
海事職基本給表(B)1級	1,800円

(特地勤務手当)

- 第44条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する施設として別表第12の施設名欄に掲げる施設(以下「特地施設」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、特地勤務手当基礎額に、別表第12の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。

級別区分	支給割合
2級地	100分の8
1級地	100分の4

- 3 前項の特地勤務手当基礎額は、職員が特地施設に勤務することとなった日に受けていた基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

- 4 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務職員以外の職員であつて、前項に定める日において育児短時間勤務職員であつたもの 同項中「受けていた基本給、基本給の調整額及び」とあるのは、「受けていた基本給、基本給の調整額の月額を同日における算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。
- (2) 育児短時間勤務職員であつて、前項に定める日において育児短時間勤務職員以外の職員であつたもの 同項中「基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と」

とあるのは、「基本給、基本給の調整額の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とする。

- (3) 育児短時間勤務職員であつて、前項に定める日において育児短時間勤務職員であつたもの 同項中「受けていた基本給、基本給の調整額及び」とあるのは、「受けていた基本給、基本給の調整額の月額を同日における算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第45条 職員が施設を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する施設が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設又はその移転した施設が特地施設又はこれらに準ずると認めた別表第13に掲げる施設(以下「準特地施設」という。)に該当するときは、当該職員には、当該異動又は施設の移転の日から6年以内の期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 前項の手当の月額は、同項に規定する異動又は施設の移転の日を受けていた基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額(次条において「異動等の日の基本給等の合計額」という。)に、次の表に掲げる期間等の区分に応じ、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額(次条において「上限額」という。))を超えるときは、当該額とする。

期間等の区分		支給割合
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	2級地又は1級地	100分の5
	準特地施設	100分の4
異動の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間		100分の4
異動等の日から起算して5年に達した後		100分の2

- 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務職員以外の職員であつて、前項に規定する異動又は施設の移転の日において育児短時間勤務職員であつたもの 前項中「受けていた基本給、基本給の調整額及び」とあるのは、「受けていた基本給、基本給の調整額の月額を同項に規定する異動又は施設の移転の日における算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。
- (2) 育児短時間勤務職員であつて、前項に規定する異動又は施設の移転の日において育児短時間勤務職員以外の職員であつたもの 前項中「基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額(」とあるのは、「基本給、基本給の調整額の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額(」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員であつて、前項に規定する異動又は施設の移転の日において育児短時間勤務職員であつたもの 前項中「受けていた基本給、基本給の調整額及び」とあるのは、「受けていた基本給、基本給の調整額の月額を同項に規定する異動又は施設の移転の日における算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整)

第45条の2 前条の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員のうち第29条の2の規定により広域異動手当(その支給割合が100分の1を超えるものに限る。)を支給される職員の当該特地勤務手当に準ずる手当の月額は、当該異動等の日の基本給等の合計額に、次の各号に掲げる当該広域異動手当の支給割合の区分に応じ、前条第2項の規定による支給割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額(その額が上限額を超えるときは、当該上限額)とする。

- (1) 100分の2を超える支給割合 100分の2
- (2) 100分の1を超え100分の2以下の支給割合 100分の1

(超過勤務手当)

第46条 職員労働時間等規程第10条第1項の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間が、次条の規定により休日給が支給されることとなる時間と合わせて1箇月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

- 3 船員労働時間等規程第5条の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、船員労働時間等規程第6条の規定に基づき、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の130(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の155)を超過勤務手当として支給する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間が、次条の規定により休日給が支給されることとなる時間と合わせて1箇月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間に対して、船員労働時間等規程第6条の規定に基づき、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、超過勤務手当を支給しない。
- (休日給)

第47条 職員労働時間等規程第10条第1項及び船員労働時間等規程第5条の規定により、職員労働時間等規程第6条及び船員労働時間等規程第10条に規定する休日(職員労働時間等規程第7条第1項及び船員労働時間等規程第14条第1項の規定により休日の振替を行った場合は、当該休日に代わる日)に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間(職員労働時間等規程第7条第1項及び船員労働時間等規程第14条第1項の規定により休日の振替を行い、休日に勤務した職員にあっては、当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間。)に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、休日に勤務した時間が、前条の規定により超過勤務手当が支給されることとなる時間と合わせて1箇月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、休日に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を休日給として支給する。
- 3 職員労働時間等規程第15条又は第15条の4の規定により変形労働時間制を適用される職員にあっては、職員労働時間等規程第15条第3項又は第15条の4第3項の規定により休日と指定した日を第1項の規定による休日とみなして適用し、休日給を支給する。

- 4 前条第5項の規定は、休日給について準用する。
- (夜勤手当)

第48条 職員労働時間等規程第15条の規定により変形労働時間制を適用される職員、職員労働時間等規程第15条の3の規定によりフレックスタイム制を適用される職員及び船員労働時間等規程第3条の規定を適用される職員のうち、所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、深夜に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命ぜられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日給が支給されることとなる場合を除く。)

- 2 第46条第5項の規定は、夜勤手当について準用する。
- (宿日直手当)

第49条 宿日直手当は、職員が職員労働時間等規程第12条の規定により次に掲げる宿直又は日直の勤務(以下この条において、「当直勤務」という。)を命じられた場合に支給する。

- (1) 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び施設内の監視を目的とする当直勤務
- (2) 動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のための当直勤務
- (3) 北海道大学病院における入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務

- 2 前項の手当の額は、当直勤務1回につき、当直勤務の区分に応じて次の表に定める額とする。

当直勤務の区分	手当額
前項第1号の当直勤務	4,400円
前項第2号の当直勤務	5,300円
前項第3号の当直勤務	13,000円

- 3 第1項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。
- (学位論文審査手当)

第49条の2 学位論文審査手当は、北海道大学学位規程(昭和33年海大達第12号)第7条に規定する審査委

員となった職員が、同規程第4条第1項に規定する申請に基づき学位論文の審査、試験及び試問等(次項において「審査等」という。)を行った場合に支給する。

2 前項の手当の額は、審査等を行った論文1件につき、主査にあつては24,000円、主査以外にあつては10,000円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、学位論文審査手当を支給しない。

(夜間業務手当)

第49条の3 夜間業務手当は、北海道大学病院に勤務する次に掲げる職員が、所定の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる救急医療又は医療技術の業務に従事した場合に支給する。

(1) 麻酔科、救急科、救命救急センター、集中治療部、新生児集中治療室又は母体・胎児集中治療室に勤務する医師免許を有する職員

(2) 薬剤部に勤務する薬剤師免許を有する職員

(3) 検査・輸血部に勤務する臨床検査技師免許を有する職員

(4) 放射線部に勤務する診療放射線技師免許を有する職員

(5) ME機器管理センターに勤務する臨床工学技士免許を有する職員

(6) 救命救急センターに勤務する救急救命士免許を有する職員

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、同項第1号の職員にあつては20,000円、同項第2号から第6号までの職員にあつては6,800円とする。

第49条の4 削除

(基礎クラス担任等手当)

第49条の5 基礎クラス担任等手当は、本学の第1年次の学生の修学指導等を行うために編成した基礎クラスに置かれるクラス担任及びクラス副担任である職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 基礎クラス担任等手当の月額、クラス担任にあつては6,000円、クラス副担任にあつては3,000円とする。

3 クラス担任又はクラス副担任である職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労災保険法第7条に規定する業務災害又は通勤災害を受けたと認められ、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の基礎クラス担任等手当は支給しない。

(クロスアポイントメント手当)

第49条の6 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人北海道大学における教員のクロスアポイントメントの適用に関する規程(平成27年海大達第68号)によりクロスアポイントメントの適用を受ける職員であつて、本学及び他機関(同規程第2条第2号に規定する他機関をいう。次項において同じ。)が特に認めた者に対して支給する。

2 クロスアポイントメント手当の月額及び支給期間は、本学と他機関との協議により決定する。ただし、手当の月額は、前項に規定する職員が、当該他機関にクロスアポイントメントの適用を受けずに採用されたと仮定した場合に受けることとなる給与額に相当する額に当該他機関における勤務割合を乗じて得た額と、当該職員がクロスアポイントメントの適用を受けない場合に本学から受けることとなる給与額に相当する額に当該他機関における勤務割合を乗じて得た額との差額を超えないものとする。

(特別拠点手当)

第49条の7 特別拠点手当は、総合イノベーション創発機構化学反応創成研究拠点に勤務する職員のうち、別に定める者に支給する。

2 特別拠点手当の月額は、300,000円を超えない範囲で別に定める額とする。

3 第1項の規定により特別拠点手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労災保険法第7条に規定する業務災害又は通勤災害を受けたと認められ、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の特別拠点手当は支給しない。

(病院勤務職員等特別調整手当)

第49条の8 病院勤務職員等特別調整手当は、北海道大学病院に勤務する次に掲げる職員(職員就業規則第2条第2項に規定する職員については、満40歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)に対して支給する。

(1) 看護部に所属する職員

(2) 医療技術部に所属する職員

(3) 栄養士免許を必要とする業務を職務とする職員

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員

- 2 病院勤務職員等特別調整手当の月額、前項第1号から第3号までの職員にあっては17,000円、同項第4号の職員にあっては9,200円とする。
- 3 第1項の規定により病院勤務職員等特別調整手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労災保険法第7条に規定する業務災害又は通勤災害を受けたと認められ、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の病院勤務職員等特別調整手当は支給しない。
- (オンコール手当)

第49条の9 オンコール手当は、北海道大学病院に勤務する次に掲げる職員が、緊急の診療、医療支援等の業務に備えるため、所定の勤務時間以外の時間に自宅等に待機することを命じられた場合に支給する。

- (1) 医師又は歯科医師
- (2) 医療技術部に所属する職員
- 2 前項の手当の額は、同項の規定による待機1回につき、同項第1号の職員にあっては5,000円、同項第2号の職員にあっては3,000円とする。
- 3 第1項の規定による待機は、第46条から第48条までの勤務には含まれないものとする。
- (期末手当)

第50条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する職員に対して、各基準日ごとに支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条及び船員就業規則第23条に該当して解雇され、又は死亡した職員(第3項第2号に規定する者を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき基本給、基本給の調整額、扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額)に、次の表(1)に定める職員にあっては、基本給、基本給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額)に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(次条第2項において「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(職員就業規則第15条第1項各号及び船員就業規則第16条第1項各号の規定による休職にされている者(第21条第1項の規定の適用を受ける者を除く。))を除く。)にあっては、その額に基本給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(次条第2項において「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額を基礎として、100分の125(次の表(2)に定める職員(海事職基本給表(A)においてⅢ種である職員を除く。次条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては100分の105、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては100分の66.25)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

基本給表	職員	加算割合
一般職基本給表(A)	職務の級8級以上の職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
一般職基本給表(B)	職務の級5級の職員	100分の10
	職務の級4級の職員及び3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
海事職基本給表(A)	職務の級7級の職員	100分の20
	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
海事職基本給表(B)	職務の級6級の職員	100分の10
	職務の級5級及び4級の職員	100分の5
教育職基本給表	職務の級5級の職員	100分の15(別に定める職員)

		にあつては100分の20)
	職務の級4級及び3級の職員	100分の10(職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあつては100分の15)
	職務の級2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職基本給表(A)	職務の級6級以上の職員	100分の15
	職務の級5級の職員	100分の10
	職務の級4級及び3級の職員並びに2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職基本給表(B)	職務の級6級以上の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員及び2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
指定職基本給表		100分の20
特定職基本給表		100分の20
URA職基本給表	職務の級7級の職員	100分の20
	職務の級6級及び5級の職員	100分の15
	職務の級4級及び3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員	100分の5

表(2)

基本給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職基本給表(A)	I 種	7級以上	100分の25
	II 種		100分の15
海事職基本給表(A)	II 種	6級以上	100分の15
	III 種(別に定める職員に限る。)		100分の10
教育職基本給表	I 種	5級	100分の15
医療職基本給表(B)	II 種	6級以上	100分の15
指定職基本給表			100分の25
特定職基本給表			100分の25
URA職基本給表	II 種	6級及び7級	100分の15

表(3)

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に次に掲げる者である場合

- イ 無給休職者(職員就業規則第15条第1項各号及び船員就業規則第16条第1項各号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- ロ 刑事休職者(職員就業規則第15条第1項第2号及び船員就業規則第16条第1項第2号(イに掲げる者を除く。))の規定に該当して休職にされている職員をいう。)
- ハ 出勤停止者、停職者(職員就業規則第44条第3号及び船員就業規則第45条第3号に規定する出勤停止にされている職員並びに職員就業規則第44条第4号及び船員就業規則第45条第4号に規定する停職にされている職員をいう。)
- ニ 育児・介護休業等規程第3条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。))がある職員以外の職員
- ホ 育児・介護休業等規程第7条の2の規定により出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。))がある職員以外の職員
- ヘ 育児・介護休業等規程第14条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。))がある職員以外の職員
- ト 育児・介護休業等規程第27条の規定により自己啓発休業をしている職員

(2) 基準日1箇月以内に退職し、又は解雇され、かつ、次に掲げる者である場合

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった者

ロ その退職し、又は解雇された日後基準日までの間において給与法の適用を受ける職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された日後基準日までの間において他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。)

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし、又は一時差止とする。

(勤勉手当)

第51条 勤勉手当は、基準日に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、各基準日ごとに支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条及び船員就業規則第23条に該当して解雇され、又は死亡した職員(前条第3項第2号で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき基本給、基本給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額(前条の表(2)に定める職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)(指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「指定職等職員基礎額」という。))に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあっては100分の125、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては指定職等職員基礎額に100分の106.25)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

3 前条第3項(第1号ロを除く。)及び第4項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第3項第1号イ中「無給休職者(職員就業規則第15条第1項各号及び船員就業規則第16条第1項各号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)」とあるのは「休職者(職員就業規則第15条第1項各号及び船員就業規則第16条第1項各号の規定による休職にされている職員(第21条第1項の規定の適用を受ける者を除く。)をいう。)」と、同号ニ、ホ及びヘ中「勤務した期間(これに相当する期間を含む。)」とあるのは「勤務した期間」と読み替えるものとする。

第52条 削除

(寒冷地手当)

第53条 職員のうち、11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において別表第14に掲げる支給地域に在勤する職員(以下「支給対象職員」という。)に対しては、寒冷地手当を支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、別表第15に掲げる寒冷地の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる月額とする。
- 3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第21条第2項、第4項(給与の全額の支給を受ける職員を除く。)又は第6項(給与の全額の支給を受ける職員を除く。)の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の基本給の支給について用いられた同条第2項、第4項又は第6項の規定による割合を乗じて得た額
 - (2) 第24条第2項の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - (3) 職員就業規則第15条第1項第2号又は船員就業規則第16条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員 零
 - (4) 職員就業規則第15条第1項又は船員就業規則第16条第1項の規定により休職にされている職員(第3号に掲げる職員を除く。)のうち、給与の支給を受けていない職員 零
 - (5) 職員就業規則第44条第3号又は船員就業規則第45条第3号に規定する出勤停止にされている職員若しくは職員就業規則第44条第4号又は船員就業規則第45条第4号に規定する停職にされている職員 零
 - (6) 育児・介護休業等規程第3条の規定により育児休業をしている職員 零
 - (7) 育児・介護休業等規程第7条の2の規定により出生時育児休業をしている職員 零
 - (8) 育児・介護休業等規程第14条の規定により介護休業をしている職員 零
 - (9) 育児・介護休業等規程第27条の規定により自己啓発休業をしている職員 零
 - (10) 基準日から当該基準日の属する月の末日までの期間の全日数にわたって本邦外にある職員(別表第15に規定する扶養親族のある職員に該当する職員を除く。) 零
- 4 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に該当する月の現日数から職員労働時間等規程第6条及び船員労働時間等規程第10条に規定する休日(職員労働時間等規程第7条及び船員労働時間等規程第14条の規定により休日の振替を行い、休日に勤務した職員にあっては、当該休日に代わる日)の日数を差し引いた日数を基礎として、前2項の規定による額を日割りによって計算して得た額とする。
 - (1) 基準日において前項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - (2) 基準日において前項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - (3) 基準日において前項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、その他の同項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - (4) 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第21条第2項、第4項又は第6項の規定による割合が変更された場合

第54条 入試手当は、別表第16に掲げる入試区分に応じ、職員が同表に掲げる担当の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、別表第16に掲げる担当区分に応じて同表に掲げる手当額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、入試手当を支給しない。

第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第55条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
(承継職員に係る基本給の決定)
- 2 この規程の施行日において、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定の適用を受けた職員(以下「承継職員」という。)に適用する基本給表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める俸給表に対応する右欄に定める基本給表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた俸給表	施行日に適用する基本給表
行政職俸給表(一)	一般職基本給表(A)
行政職俸給表(二)	一般職基本給表(B)
海事職俸給表(一)	海事職基本給表(A)
海事職俸給表(二)	海事職基本給表(B)
教育職俸給表(一)	教育職基本給表
医療職俸給表(二)	医療職基本給表(A)
医療職俸給表(三)	医療職基本給表(B)
指定職俸給表	指定職基本給表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる基本給表の職務の級(以下「新級」という。)は、承継職員が施行日の前日に受けていた俸給表の職務の級(以下「旧級」という。)と同じ級に決定するものとする。
- 4 前項により決定された新級の号俸又は新級における最高の号俸を超える基本給月額(以下「新号俸等」という。)は、旧級の号俸又は旧級における最高の号俸を超える俸給月額(以下「旧号俸等」という。)と同じ号数又は同じ月額に決定するものとし、旧号俸等を受けていた期間は新号俸等を受ける期間に通算する。
- 5 施行日において、第14条から第17条までに定める異動をした承継職員の基本給は、前3項の規定を施行日の前日に適用されたものとみなして、当該異動に係る基本給を決定するものとする。
- 6 削除
(承継職員に係る諸手当の取扱)
- 7 施行日の前日における一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条(扶養手当)、第11条の9(住居手当)、第12条(通勤手当)及び第12条の2(単身赴任手当)に規定する手当に係る認定については、施行日において当該手当の支給要件に異動がない場合に限り、この規程による認定とみなす。
- 8 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第10条の3(初任給調整手当)に規定する手当の支給を受けていた職員については、施行日の前日までに当該手当を支給されていた期間を第27条に規定する手当が支給されていた期間とみなして、同条の規定により手当を支給するものとする。
- 9 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第13条の3(特地勤務手当に準ずる手当)に規定する手当の支給を受けていた職員については、施行日以前の官署を異にする異動が第45条の規定による施設を異にする異動に該当するものとみなして、同条の規定により手当を支給する。この場合において、施行日の前日までに給与法第13条の3の規定に基づいて手当が支給されていた期間は、第45条の規定による手当の支給済の期間とみなす。
(調整手当の異動保障に関する経過措置)
- 10 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の規定による調整手当(以下「異動保障」という。)の支給を受けていた職員については、第29条の規定にかかわらず、異動保障を受け日から3年を経過する日(その日が平成18年4月1日以後の日となる場合は、平成18年3月31日)までの間、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額を調整手当として支給する。
 - (1) 施行日から平成17年3月31日まで 施行日の前日において受けていた異動保障の支給割合
 - (2) 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで 前号に定める支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 (実施に関し必要な事項の経過措置)
- 11 この規程の実施にあたっては、第55条の規定により別に定めるほかは、当分の間、給与法の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(平成16年10月26日海大達第255号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年10月28日から施行する。
(寒冷地手当に関する経過措置)
- 2 平成16年10月29日(以下「旧基準日」という。)以前から引き続き改正前の国立大学法人北海道大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第14に掲げる支給地域に在勤する職員の寒冷地手当の額については、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、当該寒冷地手当の額については、改正後の職員給与規程第53条第4項の規定を準用する。
 - (1) 平成16年11月から平成19年3月までの間にあっては、旧基準日において当該職員の在勤していた地域及び世帯等の区分に応じて改正前の職員給与規程第53条第2項に規定する額を5で除した額か

ら次の表の左欄に掲げる月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額が、改正後の職員給与規程第53条第2項の規定による額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該減じた額とする。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	10,000円

- (2) 平成19年11月から平成22年3月までの間にあっては、旧基準日において当該職員の在勤していた地域及び世帯等の区分に応じ改正前の職員給与規程第53条第2項に規定する額を5で除した額から10,000円を減じた額が、改正後の職員給与規程第53条第2項の規定による額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額のほか、その差額に相当する額に次の表の左欄に掲げる月の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を寒冷地手当の額とする。

平成19年11月から平成20年3月まで	100分の75
平成20年11月から平成21年3月まで	100分の50
平成21年11月から平成22年3月まで	100分の25

- 3 国家公務員又は他の国立大学法人、大学共同利用機関法人若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構等の職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合(退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。)において、前項の規定による寒冷地手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前項の規定に準じて寒冷地手当を支給する。
- 4 旧基準日の翌日以後、各基準日までの間に寒冷地の区分又は世帯の区分等に変更が生じた場合には、国の制度との権衡上必要な措置を講じるものとする。

附 則(平成16年12月14日海大達第264号)

この規程は、平成16年12月14日から施行する。ただし、改正後の第3条第2項第2号、同条同項第6号、第4条第5項、第49条の2及び第54条の規定は平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年2月14日海大達第11号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、改正後の第43条の規定は、平成17年2月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年7月1日海大達第197号)

この規程は、平成17年7月1日から施行する。ただし、改正後の別表第14の規定は平成16年12月1日から、改正後の第3条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年11月29日海大達第234号)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、改正後の第50条の規定及び別表第7の規定は平成16年4月1日から、改正後の別表第16の規定は平成17年4月1日から適用し、改正後の別表第14の規定中、伊達市のうち旧有珠郡大滝村の区域に係る部分は平成18年3月1日から、虻田郡洞爺湖町のうち旧虻田郡虻田町の区域に係る部分は平成18年3月27日から、日高郡新ひだか町のうち旧静内郡静内町に係る部分は平成18年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第52条の規定の平成17年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の175」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附 則(平成18年4月1日海大達第45号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第13の規定中、伊達市大滝区優徳町32に係る部分は平成18年3月1日から適用し、改正後の別表第12の規定中、日高郡新ひだか町静内御園111に係る部分は平成18年3月31日から適用する。
- (級及び号俸の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1から別表第4までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級及び号俸は、附則第4項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が受けていた職務の級、号俸又は職務の級における最高の号俸を超える基本給月額(この項において「旧号俸等」という。)及びその者が旧号俸等を受けていた期間(旧号俸等を受けていたとみなす期間を含む。)に応じ、別に定める。
- 3 切替日の前日において指定職基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、別に定める。
- (切替日前の異動者の号俸の調整)
- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができるものとする。
- (基本給の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額(国立大学法人北海道大学職員給与規程等の一部を改正する規程(平成21年海大達第179号)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人北海道大学職員給与規程附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。
- (1) 適用される基本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の基本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる職員以外の職員(次号に掲げる職員を除く。) 100分の99.1

基本給表	職務の級	号俸
一般職(A)	1	1～56
	2	1～24
	3	1～8
一般職(B)	1	1～68
	2	1～32
海事職(A)	1	1～52
	2	1～32
	3	1～8
海事職(B)	1	1～64
	2	1～44
教育職	1	1～44
	2	1～32
	3	1～12
医療職(A)	1	1～52
	2	1～32
	3	1～16
	4	1～4
医療職(B)	1	1～56
	2	1～40
	3	1～16
	4	1～4
特定職		1

(2) 指定職基本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 6 切替日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員で、切替日以後に職務の級を異にして異動した職員の基本給については、その者が切替日前において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができるものとする。
- 8 切替日以降に新たに職員給与規程の適用を受けることとなった職員について、国家公務員又は他の国立大学法人、大学共同利用機関法人若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構等の職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合(退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。)において、前3項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前3項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 9 前4項の規定による基本給を支給される職員に関する第50条第2項の適用については、第50条第2項中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年海大達第45号)附則第5項から第8項までの規定による基本給の額との合計額」とする。(平成22年3月31日までの間における昇給に関する特例)
- 10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸

第18条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

(基本給の調整額に関する経過措置)

- 11 第25条に定める基本給の調整額において、同条第2項に定める職に従事する職員のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規程による改正後の第25条の規定による基本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(育児・介護休業等規程第13条の2第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあってはその額に、当該承認を受けた1週間当たりの所定の勤務時間を、職員労働時間等規程第2条、第15条第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に定められた1週間当たりの所定労働時間又は船員労働時間等規程第3条第1項に定められた1週間当たりの労働時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を基本給の調整額として支給する。
- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 12 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) この規程の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き第25条第2項に定める職に従事する職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
 - (2) 施行日以降に新たに第25条第2項に定める職に従事することとなった職員(施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに第25条第2項に定める職に従事する職員となったとした場合に改正前の規程により同日にその者に適用されることとなる基本給表、職務の級及び号俸を基礎として改正前の第25条第3項を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - (3) 国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の職員若しくは独立行政法人の職員であった者が、引き続き本学に採用され、第25条第2項に定める職に従事することとなった職員 当該職員が施行日の前日に本学の職員であったものとみなして前項の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(施行に関し必要な事項)

- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(平成18年9月22日海大達第159号)

この規程は、平成18年9月22日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程第49条の3の規定は、平成18年7月1日から適用する。

附 則(平成19年4月1日海大達第76号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(指定職基本給表に関する経過措置)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き任期を有する国立大学法人北海道大学組織規則(平成16年海大達第31号)第3章に規定する教育研究組織の長に係る改正前の別表第5の備考の適用については、当該任期の末日までの間は、改正後の別表第5の備考の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(管理職手当に関する経過措置)
- 3 施行日の前日から引き続き同一の管理又は監督の地位(この項において「管理職」という。)を占める職員でその者の受ける改正後の第26条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額(育児・介護休業等規程第13条の2第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては当該経過措置基準額に、当該承認を受けた1週間当たりの所定の勤務時間を、職員労働時間等規程第2条、第15条第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に定められた1週間当たりの所定労働時間又は船員労働時間等規程第3条第1項に定められた1週間当たりの労働時間で除して得た数を乗じて得た額)に達しないこととなる職員のうち、任期の定めのある管理職を占める職員にあっては当該管理職の任期の末日まで、任期の定めのない管理職を占める職員にあっては当該管理職を占めなくな

るまでの間、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- 4 前項に規定する経過措置基準額とは、施行日の前日において受けていた管理職手当の額をいう。
(地域手当に関する経過措置)

- 5 この規程による改正後の第29条第3項及び第4項の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第3項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 6 この規程による改正後の第29条の2の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則(平成19年11月1日海大達第257号)

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成20年1月17日海大達第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年1月17日から施行する。ただし、改正後の第28条、別表第1から別表第4まで及び別表第8の規定は平成19年4月1日から、改正後の第51条及び第52条の規定は平成19年12月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸の調整)

- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)の規定により、新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸の調整は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。次項において「給与法」という。)の適用を受ける者の例によるものとする。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができるものとする。

(平成19年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 4 改正後の第51条の規定の平成19年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは、「100分の77.5」とし、「100分の95」とあるのは、「100分の97.5」とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成20年4月1日海大達第45号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日海大達第65号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第7の規定は平成20年7月1日から、改正後の第49条の2の規定は平成20年12月22日から適用する。

附 則(平成21年6月1日海大達第139号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年6月期に支給する期末手当に関する取扱い)

- 2 改正後の第50条の規定の平成21年6月1日における適用については、同条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

(平成21年6月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 改正後の第51条の規定の平成21年6月1日における適用については、同条第2項中「100分の75」とあ

るのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則(平成21年7月1日海大達第146号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成21年12月1日海大達第179号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月期に支給する期末手当に関する取扱い)
- 2 第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(次項において「改正後の職員給与規程」という。)第50条の規定の平成21年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、「100分の85」とあるのは「100分の80」とする。
(平成21年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 3 改正後の職員給与規程第51条の規定の平成21年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。

附 則(平成22年3月29日海大達第32号)

この規程中第1条の規定は平成22年3月29日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。ただし第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年10月1日海大達第257号)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成22年12月1日海大達第309号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第1条の規定による国立大学法人北海道大学職員給与規程第46条及び第47条の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定は、平成23年4月1日から施行する。
(平成22年12月期に支給する期末手当に関する取扱い)
- 2 第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第50条の規定の平成22年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。
(平成22年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 3 改正後の職員給与規程第51条の規定の平成22年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。
- 4 改正後の職員給与規程附則第18項の規定の平成22年12月1日における適用については、同項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。
(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 5 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第12項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは国立大学法人北海道大学職員給与規程等の一部を改正する規程(平成22年海大達第309号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 6 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 7 国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号)第13条の2第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(次項において「育児短時間勤務職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号)第13条の2第3項の規定による承認を受けたその者の1週間当たりの所定の勤務時間を、国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程(平成16年海大達第91号)第2条、第15条

第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は国立大学法人北海道大学船員労働時間、休日及び休暇規程(平成16年海大達第92号)第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(国立大学法人北海道大学職員給与規程附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 8 育児短時間勤務職員に対する改正後の職員給与規程附則第12項第1号、第4号及び第5号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の基本給月額」とあるのは、「号俸の基本給月額に国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号)第13条の2第3項の規定による承認を受けたその者の1週間当たりの所定の勤務時間を、国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程(平成16年海大達第91号)第2条、第15条第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は国立大学法人北海道大学船員労働時間、休日及び休暇規程(平成16年海大達第92号)第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「同項の規定の」とあるのは「第24条第2項の規定の」と、「当該最低の号俸の基本給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第4号及び第5号中「基本給月額」とあるのは「基本給月額を算出率で除して得た額」と、「基本給月額に」とあるのは「基本給月額を算出率で除して得た額に」と、「基本給月額減額基礎額」とあるのは「基本給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」と、「基本給月額減額基礎額に」とあるのは「基本給月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。

- 9 改正後の職員給与規程附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第22条第2項の規定の適用については、同項中「第9条第1項」とあるのは「附則第17項」とする。

附 則(平成23年4月1日海大達第75号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(単身赴任手当に関する特例措置)
- 2 改正後の第32条第3項の規定は、この規程の施行の日の前日までに本学に採用された職員についても適用する。

附 則(平成24年4月1日海大達第38号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日海大達第82号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
(平成24年6月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日(以下この項において「基準日」という。)において36歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの(以下この項、次項及び第4項において「除外職員」という。))を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下この項、次項及び第4項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要がある職員の平成24年6月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(基準日において30歳に満たない職員のうち、調整考慮事項を考慮して特に調整の必要がある職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 3 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員(同日において、除外職員である者を除く。)のうち、調整考慮事項及び平成24年6月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 4 平成26年4月1日において45歳未満の職員(同日において、除外職員である者を除く。)のうち、調整考慮事項並びに平成24年6月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 5 国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号)第13条の2第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号)第13条の2第3項の規定による承

認を受けたその者の1週間当たりの所定の勤務時間を、国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程(平成16年海大達第91号)第2条、第15条第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は国立大学法人北海道大学船員労働時間、休日及び休暇規程(平成16年海大達第92号)第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則(平成25年5月15日海大達第86号)

この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成25年8月1日海大達第96号)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日海大達第121号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日海大達第43号)

この規程は、平成26年3月25日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則(平成26年5月29日海大達第160号)

この規程は、平成26年5月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年12月25日海大達第206号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。ただし、改正後の第31条、別表第1から別表第4まで、別表第6及び別表第8から別表第9までの規定は平成26年4月1日から、改正後の第51条及び附則第18項並びに附則第3項及び附則第4項の規定は平成26年12月1日から適用する。
(平成27年1月1日における昇給に関する特例)
- 2 平成27年1月1日における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸 3号俸	3号俸 2号俸
第18条第4項	2号俸	1号俸

(平成26年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 改正後の第51条の規定の平成26年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の92.5」とする。
- 4 改正後の附則第18項の規定の平成26年12月1日における適用については、同項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」とする。

附 則(平成27年4月1日海大達第74号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(基本給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに職員給与規程の適用を受けることとなった職員について、国家公務員又は他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター等の職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合(退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。)において、前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 5 前3項の規定による基本給を支給される職員に関する第50条第2項の適用については、同項中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年海大達第24号)附則第2項から第4項までの規定による基本給の額との合計額」とする。

(地域手当に関する経過措置)

- 6 平成28年3月31日までの間における改正後の第29条の規定の適用については、同条第2項表中「100分の20」とあるのは、「100分の18.5」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 7 平成27年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合(次項において「異動等」という。)における改正後の第29条の2の規定の適用については、同条第1項中、「100分の10」とあるのは「100分の6」と、「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
- 8 平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に異動等をした場合における改正後の第29条の2の規定の適用については、同条第1項中、「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 9 平成28年3月31日までの間における改正後の第32条の規定の適用については、同条第2項中「30,000円」とあるのは、「26,000円」とする。
- (施行に関し必要な事項)
- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

- 11 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成27年法律第27号)附則第10条の規定による廃止前の独立行政法人財務・経営センターの職員であった者が、引き続き職員となった場合における国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年海大達第74号)附則第4項の適用については、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年11月1日海大達第264号)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則(平成28年2月23日海大達第15号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年2月23日から施行する。ただし、第1条中国立大学法人北海道大学職員給与規程第32条第2項の改正規定並びに第2条中国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第4項の改正規定及び同規程附則第11項を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第27条、別表第1から別表第6の2まで、別表第8及び別表第9の規定並びに第2条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第6項の規定は平成27年4月1日から、改正後の職員給与規程第51条及び附則第18項の規定並びに次項及び附則第4項の規定は平成27年12月1日から適用する。

(平成27年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 改正後の職員給与規程第51条の規定の平成27年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の90」とする。
- 4 改正後の職員給与規程附則第18項の規定の平成27年12月1日における適用については、同項中「100分の1.2」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.5」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

(施行に関し必要な事項)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(平成29年1月1日海大達第9号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月7日海大達第16号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年3月7日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)第28条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の職員給与規程第27条、別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第6の2、別表

第8及び別表第9の規定は平成28年4月1日から、改正後の職員給与規程第51条及び附則第18項並びにこの規程の附則第3項及び附則第4項の規定は平成28年12月1日から適用する。

(平成28年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 改正後の職員給与規程第51条の規定の平成28年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。
- 4 改正後の職員給与規程附則第18項の規定の平成28年12月1日における適用については、同項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.65」と、「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。
(扶養手当に関する経過措置)
- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、次の表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	10,000円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

- 6 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、次の表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	6,500円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

(施行に関し必要な事項)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(平成29年4月1日海大達第77号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月1日海大達第205号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月7日海大達第18号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年3月7日から施行する。ただし、第2条による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の規定及び附則第5項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き北海道大学職員給与規程の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、第1条の規定による改正後の職員給与規程第27条、別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第6の2、別表第8及び別表第9の規定は平成29年4月1日から、附則第3項及び附則第4項の規定は平成29年12月1日から適用する。

(平成29年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 職員給与規程第51条の規定の平成29年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の95」と、「100分の105」とあるのは「100分の115」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

- 4 職員給与規程附則第18項の規定の平成29年12月1日における適用については、同項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.725」と、「100分の85」とあるのは「100分の95」と、「100分の105」とあるのは「100分の115」とする。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

- 5 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成27年1月1日において第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(施行に関し必要な事項)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(平成31年2月5日海大達第14号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年2月5日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の規定は平成31年3月1日から、第3条による改正後の職員給与規程の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、第1条の規定による改正後の職員給与規程第27条、第42条、第49条、別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第6の2、別表第8及び別表第9の規定は平成30年4月1日から、第1条の規定による改正後の職員給与規程第51条及び次項の規定は平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 第1条の規定による改正後の職員給与規程第51条の規定の平成30年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の92.5」とあるのは「100分の100」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の120」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

(施行に関し必要な事項)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(平成31年4月1日海大達第70号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日海大達第151号)

この規程は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年9月1日海大達第164号)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則(令和2年3月10日海大達第20号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年3月10日から施行する。ただし、第30条の改正規定及び第4項の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第6の2及び別表第8の規定は平成31年4月1日から、改正後の第51条及び次項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 改正後の第51条の規定の令和元年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の102.5」とする。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 改正後の第30条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において改正前の第30条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別

に定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第30条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第30条の表の左欄に掲げる職員の区分のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の第30条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員

(施行に関し必要な事項)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(令和2年4月1日海大達第63号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月1日海大達第5号)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日海大達第17号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日海大達第48号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日海大達第62号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月13日海大達第136号)

この規程は、令和4年9月13日から施行する。

附 則(令和4年10月1日海大達第149号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年2月13日海大達第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年2月13日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第6の2及び別表第8の規定は令和4年4月1日から、改正後の第51条及び次項の規定は令和4年12月1日から適用する。
(令和4年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 3 改正後の第51条の規定の令和4年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。
(施行に関し必要な事項)
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(令和5年4月1日海大達第53号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月13日海大達第144号)

この規程は、令和5年9月13日から施行する。

附 則(令和6年2月5日海大達第20号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年2月5日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の第27条、別表第1から別表第6の2まで、別表第8及び別表第9の規定は令和5年4月1日から、改正後の第50条、第51条、次項及び第4項の規定は令和5年12月1日から適用する。
(令和5年12月期に支給する期末手当に関する取扱い)
- 3 改正後の第50条の規定の令和5年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」とする。
(令和5年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 4 改正後の第51条の規定の令和5年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。

(施行に関し必要な事項)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則(令和6年4月1日海大達第66号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月26日海大達第119号)

この規程は、令和6年6月26日から施行する。ただし、第42条第2項の改正規定は令和6年7月1日から施行し、改正後の第3条第2項、第6条第5項、第9条第2項、第22条2及び第49条の8の規定は令和6年6月1日から適用する。

附 則(令和7年1月1日海大達第2号)

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日海大達第58号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、次の表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	3,000円(ただし、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上の職員、海事職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級の職員、医療職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員及びURA職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員にあっては、支給しない。)
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき11,500円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(ただし、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員、海事職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級の職員、医療職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員及びURA職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員にあっては3,500円、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上の職員にあっては支給しない。)
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

(地域手当に関する経過措置)

- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第29条の規定の適用については、同条第2項表中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。

(号俸の切替え)

- 4 令和7年4月1日(以下この項及び次項において「切替日」という。)の前日において別表第1から別表第4まで及び別表第6の2の基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸に応じ、別に定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(施行に関し必要な事項)

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

別表第1 一般職基本給表(第12条関係)

イ 一般職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				

52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400				
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600				
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900				
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200				
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500				
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700				
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000				
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300				
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500				
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700				
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000				
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300				
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500				
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700				
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000				
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300				
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500				
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700				
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000				
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300				
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500				
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700				
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500					
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800					
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000					
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200					
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500					
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800					
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000					
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200					
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500					
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800					
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000					
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200					
86	256, 000	297, 100	346, 000							
87	256, 300	297, 400	346, 400							
88	256, 600	297, 700	346, 800							
89	256, 900	298, 000	347, 000							
90	257, 200	298, 300	347, 400							
91	257, 500	298, 600	347, 800							
92	257, 800	299, 000	348, 200							
93	258, 100	299, 200	348, 400							
94		299, 400	348, 800							
95		299, 700	349, 200							
96		300, 100	349, 500							
97		300, 300	349, 800							
98		300, 600	350, 200							
99		301, 000	350, 600							
100		301, 400	351, 000							
101		301, 600	351, 500							
102		301, 900	351, 900							
103		302, 200	352, 300							
104		302, 500	352, 700							
105		302, 700	353, 200							
106		303, 000	353, 600							

107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							

備考 この表は、国立大学法人北海道大学職員の職群分類に関する基準(以下「職群分類基準」という。)別表の職群欄に定める専門職(特定)及び一般職に属する職員に適用する。

ロ 一般職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200

53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200	358, 900
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800	361, 500
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362, 000
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800	363, 000
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300	363, 400
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800	
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400	
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000	
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600	
66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000	
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500	
68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000	
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300	
70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800	
71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300	
72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700	
73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900	
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200	
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400	
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700	
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000	
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300	
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600	
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800	
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000	
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300	
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600	
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800	
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000	
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300	
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600	
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900	
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100	
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400	
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700	
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900	
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100	
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400	
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700	
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900	
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100	
98	249, 200	268, 400	303, 700		
99	249, 500	268, 600	304, 000		
100	249, 700	268, 900	304, 300		
101	249, 900	269, 100	304, 600		
102	250, 200	269, 300	305, 000		
103	250, 500	269, 600	305, 300		
104	250, 700	269, 900	305, 700		
105	250, 900	270, 100	306, 000		
106		270, 300	306, 400		
107		270, 600	306, 800		

108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める技能職に属する職員に適用する。

別表第2 海事職基本給表(第12条関係)

イ 海事職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	218,800	276,000	319,200	365,600	408,500	462,200	518,100
2	222,000	277,800	320,300	367,300	410,600	464,000	519,200
3	225,200	279,500	321,400	369,000	412,700	465,800	520,300
4	228,400	281,200	322,400	370,700	414,800	467,600	521,300
5	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800	469,400	522,300
6	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200	471,100	523,100
7	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600	472,800	523,900
8	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000	474,400	524,700
9	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400	475,800	525,400
10	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700	477,000	526,000
11	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000	478,200	526,600
12	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200	479,200	527,200
13	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400	480,200	527,800
14	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600	481,200	
15	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800	482,200	
16	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900	483,200	
17	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900	483,500	
18	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000	484,400	
19	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100	485,300	
20	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200	486,200	
21	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200	487,100	
22	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100	488,000	
23	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000	488,900	
24	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900	489,800	
25	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800	490,600	
26	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700	491,300	
27	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600	492,000	
28	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400	492,600	
29	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800	493,100	
30	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400	493,700	
31	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000	494,300	
32	279,500	313,000	354,500	410,400	444,600	494,900	
33	279,900	313,600	355,200	410,900	445,100	495,200	
34	280,300	314,200	355,900	411,800	445,400	495,700	
35	280,700	314,800	356,600	412,700	445,900	496,200	
36	281,000	315,300	357,300	413,600	446,300	496,700	
37	281,300	315,800	358,000	414,500	446,600	497,200	
38	281,600	316,300	358,700	415,400	447,200	497,800	
39	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800	498,100	
40	282,200	317,200	360,000	417,200	448,400	498,700	
41	282,500	317,600	360,800	418,000	449,000	499,200	
42	282,800	318,000	361,600	418,900	449,700		
43	283,100	318,400	362,300	419,800	450,300		
44	283,400	318,800	363,000	420,500	450,900		
45	283,700	319,200	363,700	420,700	451,200		
46	284,000	319,600	364,500	421,100	451,900		
47	284,300	320,000	365,300	421,500	452,600		
48	284,600	320,400	366,100	421,800	453,300		
49	284,900	320,800	366,900	422,100	453,700		
50	285,200	321,200	367,900	422,300	454,000		
51	285,500	321,600	368,800	422,700	454,300		

52	285,700	321,900	369,500	423,100	454,500		
53	285,900	322,200	370,100	423,400	454,700		
54	286,200	322,500	371,000	423,900	454,900		
55	286,500	322,800	371,900	424,500	455,200		
56	286,700	323,100	372,700	425,000	455,500		
57	286,900	323,400	373,200	425,600	455,700		
58	287,200	323,700	373,600	426,200	456,000		
59	287,500	324,000	373,900	426,700	456,300		
60	287,700	324,200	374,200	427,200	456,500		
61	287,900	324,400	374,500	427,800	456,700		
62	288,200	324,700	374,900	428,300			
63	288,500	325,000	375,200	428,900			
64	288,700	325,200	375,500	429,500			
65	288,900	325,400	375,700	430,000			
66	289,100	325,700	376,000	430,600			
67	289,300	326,000	376,300	431,100			
68	289,600	326,200	376,600	431,700			
69	289,900	326,400	376,900	432,200			
70			377,100	432,700			
71			377,500	433,300			
72			377,800	433,900			
73			378,100	434,200			
74			378,600	434,800			
75			379,100	435,400			
76			379,500	435,900			
77			379,900	436,300			
78			380,300	436,800			
79			380,800	437,500			
80			381,300	438,200			
81			381,700	438,400			
82			382,200				
83			382,600				
84			383,000				
85			383,500				
86			384,000				
87			384,500				
88			385,000				
89			385,300				
90			385,700				
91			386,000				
92			386,400				
93			386,900				
94			387,200				
95			387,700				
96			388,100				
97			388,700				

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める海事職(教員)及び海事職(職員)に属する職員に適用する。

ロ 海事職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	207,300	242,700	283,800	310,900	336,200	359,800
2	209,000	245,700	284,800	312,700	337,000	360,900
3	210,700	248,600	285,800	314,400	337,800	361,900
4	212,300	251,500	286,700	315,500	338,500	362,400
5	213,800	254,400	287,600	316,400	339,200	362,900
6	216,500	256,400	288,500	317,400	339,700	363,800
7	219,200	258,400	289,400	318,400	340,200	364,600
8	221,800	260,300	290,300	319,400	340,700	365,300
9	224,400	262,200	291,300	320,300	341,200	366,000
10	226,600	263,700	292,500	321,300	341,700	366,900
11	228,700	265,200	293,700	322,300	342,200	367,700
12	230,800	266,600	294,800	323,300	342,600	368,400
13	232,900	268,000	295,900	324,200	343,000	369,100
14	234,700	269,000	297,100	324,800	343,400	370,000
15	236,500	269,800	298,300	325,400	343,800	370,900
16	238,100	270,500	299,400	325,900	344,200	371,800
17	239,600	271,000	300,500	326,400	344,600	372,700
18	241,200	271,600	301,500	326,900	344,900	373,600
19	242,800	272,100	302,500	327,400	345,200	374,500
20	244,300	272,600	303,600	327,900	345,500	375,300
21	245,800	273,100	304,700	328,400	345,800	376,100
22	247,100	273,900	305,800	328,800	346,100	377,000
23	248,300	274,600	306,900	329,200	346,400	377,900
24	249,500	275,300	307,900	329,600	346,700	378,700
25	250,600	276,000	308,800	330,000	347,000	379,500
26	251,700	276,700	309,600	330,300	347,300	380,200
27	252,800	277,400	310,400	330,600	347,600	380,900
28	253,800	278,100	311,200	330,900	347,800	381,600
29	254,800	278,800	312,000	331,200	348,000	382,300
30	255,700	279,700	312,800	331,500	348,300	383,000
31	256,600	280,600	313,600	331,800	348,600	383,600
32	257,400	281,100	314,400	332,100	348,800	384,200
33	258,200	281,600	315,200	332,400	349,000	384,800
34	259,000	282,100	316,000	332,700	349,300	385,400
35	259,800	282,600	316,800	333,000	349,600	386,000
36	260,500	283,100	317,500	333,300	349,800	386,600
37	261,200	283,600	318,200	333,600	350,000	387,200
38	261,900	284,100	319,000	333,900	350,300	388,000
39	262,600	284,700	319,700	334,200	350,600	388,800
40	263,200	285,300	320,400	334,400	350,800	389,600
41	263,800	285,900	321,100	334,600	351,000	390,400
42	264,400	286,400	321,800	334,900	351,300	391,300
43	265,000	287,000	322,500	335,200	351,600	392,000
44	265,600	287,600	323,100	335,400	351,800	392,700
45	266,200	288,200	323,700	335,600	352,000	393,500
46	266,800	288,800	324,200	335,900	352,300	394,200
47	267,400	289,400	324,700	336,200	352,600	394,900
48	268,000	290,000	325,100	336,400	352,800	395,600
49	268,600	290,500	325,500	336,600	353,000	396,500
50	269,200	291,100	325,800	336,900	353,300	397,300
51	269,800	291,700	326,100	337,200	353,600	398,100
52	270,400	292,300	326,400	337,400	353,800	398,800

53	270, 900	292, 800	326, 700	337, 600	354, 000	399, 300
54	271, 400	293, 300	327, 000	337, 900	354, 300	400, 000
55	271, 900	293, 800	327, 300	338, 200	354, 600	400, 600
56	272, 400	294, 300	327, 600	338, 400	354, 800	401, 300
57	272, 900	294, 800	327, 900	338, 600	355, 000	401, 900
58	273, 400	295, 200	328, 200	338, 900	355, 300	402, 400
59	273, 900	295, 600	328, 500	339, 200	355, 600	402, 800
60	274, 300	296, 000	328, 700	339, 400	355, 800	403, 200
61	274, 700	296, 400	328, 900	339, 600	356, 000	403, 900
62	275, 000	296, 800	329, 200	339, 900	356, 300	
63	275, 300	297, 200	329, 500	340, 200	356, 600	
64	275, 500	297, 500	329, 700	340, 400	356, 800	
65	275, 700	297, 800	329, 900	340, 600	357, 000	
66	276, 000	298, 200	330, 200	340, 900	357, 300	
67	276, 300	298, 600	330, 500	341, 200	357, 600	
68	276, 500	298, 900	330, 700	341, 400	357, 800	
69	276, 700	299, 200	330, 900	341, 600	358, 000	
70	277, 000	299, 500	331, 200	341, 800	358, 300	
71	277, 200	299, 800	331, 500	342, 000	358, 600	
72	277, 400	300, 100	331, 700	342, 200	358, 800	
73	277, 700	300, 400	331, 900	342, 600	359, 000	
74		300, 700	332, 200	342, 800	359, 300	
75		301, 000	332, 500	343, 100	359, 600	
76		301, 200	332, 700	343, 400	359, 800	
77		301, 400	332, 900	343, 600	360, 000	
78		301, 700	333, 200	343, 900	360, 300	
79		302, 000	333, 500	344, 200	360, 600	
80		302, 200	333, 700	344, 400	360, 800	
81		302, 400	333, 900	344, 600	361, 000	
82		302, 700	334, 200	344, 900	361, 300	
83		303, 000	334, 400	345, 200	361, 600	
84		303, 200	334, 600	345, 400	361, 800	
85		303, 400	334, 900	345, 600	362, 000	
86		303, 700	335, 200	345, 900		
87		304, 000	335, 400	346, 200		
88		304, 200	335, 700	346, 400		
89		304, 400	335, 900	346, 600		
90		304, 600	336, 100	346, 800		
91		304, 900	336, 400	347, 100		
92		305, 200	336, 700	347, 300		
93		305, 400	336, 900	347, 600		
94		305, 700	337, 200	347, 900		
95		306, 000	337, 400	348, 200		
96		306, 200	337, 700	348, 400		
97		306, 400	337, 900	348, 600		
98		306, 600	338, 100	348, 900		
99		306, 800	338, 300	349, 200		
100		307, 100	338, 500	349, 400		
101		307, 400	338, 900	349, 600		
102		307, 700	339, 100	350, 000		
103		307, 900	339, 300	350, 200		
104		308, 100	339, 600	350, 400		
105		308, 400	339, 900	350, 600		
106			340, 100			
107			340, 400			

108			340,700			
109			340,900			

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める海事職(部員)に属する職員に適用する。

別表第3 教育職基本給表(第12条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
9	237,300	275,700	352,700	403,100	526,900
10	239,100	277,700	354,700	404,200	532,300
11	240,900	279,700	356,700	405,300	537,100
12	242,700	281,700	358,700	406,400	541,500
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
18	251,900	294,700	368,100	413,000	
19	253,200	297,400	369,500	414,100	
20	254,600	300,000	370,800	415,300	
21	256,000	302,600	372,100	416,300	
22	257,500	305,000	373,300	417,400	
23	259,000	307,400	374,500	418,500	
24	260,500	309,600	375,600	419,700	
25	262,000	311,800	376,700	420,600	
26	263,700	313,800	378,100	421,700	
27	265,400	315,800	379,400	422,800	
28	267,100	317,800	380,700	423,800	
29	268,600	319,800	382,000	424,800	
30	270,500	321,700	383,300	425,900	
31	272,400	323,600	384,600	427,000	
32	274,300	325,500	385,900	428,100	
33	276,100	327,300	387,200	429,100	
34	277,300	329,200	388,400	430,300	
35	278,500	331,100	389,600	431,500	
36	279,600	333,000	390,700	432,700	
37	280,600	334,700	391,800	433,400	
38	281,600	335,900	393,000	434,300	
39	282,700	337,000	394,100	435,200	
40	283,800	338,100	395,200	436,000	
41	284,600	338,700	396,300	436,800	
42	285,700	339,100	397,500	437,700	
43	286,800	339,500	398,700	438,600	
44	287,700	339,900	399,800	439,400	
45	288,300	340,500	400,800	440,100	
46	289,300	341,000	401,800	441,000	
47	290,200	341,500	402,800	442,000	
48	291,100	341,900	403,700	442,900	
49	292,100	342,300	404,900	443,800	
50	292,600	342,700	406,300	444,700	
51	293,100	343,100	407,700	445,700	
52	293,700	343,500	409,100	446,600	

53	294, 200	343, 900	409, 900	447, 600
54	294, 700	344, 300	410, 900	448, 600
55	295, 000	344, 700	411, 900	449, 500
56	295, 400	345, 100	413, 000	450, 500
57	295, 800	345, 500	413, 900	451, 400
58	296, 300	345, 900	414, 700	452, 300
59	296, 800	346, 300	415, 500	453, 200
60	297, 200	346, 700	416, 200	454, 200
61	297, 600	347, 100	416, 900	455, 000
62	298, 000	347, 500	417, 800	455, 400
63	298, 400	347, 900	418, 600	456, 000
64	298, 800	348, 300	419, 200	456, 600
65	299, 200	348, 700	419, 800	457, 300
66	299, 600	349, 100	420, 300	458, 000
67	300, 000	349, 500	420, 700	458, 300
68	300, 400	349, 900	421, 100	458, 900
69	300, 800	350, 300	421, 400	459, 300
70	301, 200	350, 800	421, 800	459, 700
71	301, 600	351, 200	422, 100	460, 100
72	302, 000	351, 600	422, 500	460, 400
73	302, 400	351, 900	422, 800	460, 700
74	302, 800	352, 400	423, 200	461, 000
75	303, 200	352, 800	423, 600	461, 500
76	303, 600	353, 200	424, 000	461, 800
77	304, 000	353, 600	424, 300	462, 100
78	304, 400	354, 100	424, 600	462, 400
79	304, 800	354, 600	425, 000	462, 700
80	305, 200	355, 100	425, 300	463, 000
81	305, 500	355, 600	425, 600	463, 300
82	305, 900	356, 300	426, 000	463, 800
83	306, 300	357, 000	426, 300	464, 100
84	306, 600	357, 700	426, 600	464, 400
85	306, 900	358, 300	426, 900	464, 700
86	307, 300	358, 900	427, 200	
87	307, 700	359, 500	427, 500	
88	308, 100	360, 100	427, 800	
89	308, 600	360, 600	428, 100	
90	309, 000	361, 000	428, 400	
91	309, 400	361, 400	428, 700	
92	309, 800	361, 800	429, 000	
93	310, 200	362, 200	429, 300	
94	310, 700	362, 600	429, 600	
95	311, 200	363, 100	429, 900	
96	311, 600	363, 500	430, 200	
97	311, 800	364, 100	430, 500	
98	312, 200	364, 600	430, 800	
99	312, 600	365, 000	431, 100	
100	313, 000	365, 500	431, 400	
101	313, 200	365, 900	431, 700	
102	313, 600	366, 400	432, 000	
103	313, 900	366, 700	432, 300	
104	314, 400	367, 100	432, 600	
105	314, 800	367, 600	432, 800	
106	315, 100	368, 000		
107	315, 400	368, 500		

108	315,700	369,000			
109	315,900	369,400			
110	316,200	369,900			
111	316,600	370,300			
112	317,000	370,700			
113	317,300	371,100			
114	317,700	371,500			
115	318,000	371,900			
116	318,300	372,300			
117	318,600	372,700			
118	319,000	373,100			
119	319,400	373,500			
120	319,800	373,900			
121	320,000	374,200			
122	320,200	374,600			
123	320,400	375,100			
124	320,700	375,400			
125	321,000	375,800			
126	321,200	376,300			
127	321,500	376,800			
128	321,800	377,200			
129	322,100	377,600			
130	322,400	378,100			
131	322,800	378,600			
132	323,000	379,100			
133	323,200	379,600			
134	323,500	380,100			
135	323,800	380,600			
136	324,000	381,100			
137	324,300	381,600			
138	324,500	382,100			
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,400	383,600			
142	325,800				
143	326,200				
144	326,600				
145	326,800				
146	327,200				
147	327,500				
148	327,900				
149	328,100				
150	328,500				
151	328,800				
152	329,200				
153	329,400				
154	329,800				
155	330,200				
156	330,600				
157	330,800				

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める教育職、専門職(学術)及び教務職に属する職員に適用する。

別表第4 医療職基本給表(第12条関係)

イ 医療職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		

52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400		
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600		
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000			
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700			
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300			
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700			
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200			
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800			
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400			
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800			
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300			
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800			
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300			
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900			
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400			
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000			
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600			
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100			
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600			
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100			
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600			
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900			
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400			
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800			
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200			
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600			
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900				
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100				
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400				
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900				
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200				
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500				
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800				
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200				
86		294, 100	331, 700	352, 500				
87		294, 300	332, 000	352, 800				
88		294, 500	332, 300	353, 100				
89		294, 900	332, 600	353, 500				
90		295, 100	332, 800	353, 800				
91		295, 300	333, 200	354, 100				
92		295, 500	333, 500	354, 400				
93		295, 900	333, 700	354, 700				
94		296, 100	334, 000	355, 100				
95		296, 300	334, 300	355, 500				
96		296, 600	334, 600	355, 900				
97		296, 900	334, 800	356, 400				
98		297, 100	335, 100	356, 800				
99		297, 300	335, 400	357, 200				
100		297, 600	335, 600	357, 600				
101		297, 900	335, 800	358, 100				
102		298, 100	336, 000					
103		298, 300	336, 400					
104		298, 600	336, 600					
105		298, 900	336, 800					
106			337, 200					

107			337,600				
108			338,000				
109			338,200				

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める医療職に属する職員に適用する。

ロ 医療職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	

53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
86	286,100	312,900	350,700	369,600		
87	286,600	313,900	351,500	370,200		
88	287,100	314,900	352,300	370,700		
89	287,600	315,800	352,900	371,000		
90	288,100	316,900	353,500	371,500		
91	288,600	317,900	354,100	371,900		
92	289,100	318,900	354,700	372,200		
93	289,600	319,700	355,100	372,800		
94	290,200	320,400	355,500	373,300		
95	290,800	321,100	356,000	373,800		
96	291,400	321,700	356,400	374,300		
97	292,000	322,200	356,900	374,900		
98	292,500	322,500	357,300	375,400		
99	293,000	323,100	357,800	375,900		
100	293,500	323,700	358,200	376,300		
101	294,000	324,100	358,500	376,900		
102	294,500	324,700	359,000	377,400		
103	295,000	325,300	359,400	377,900		
104	295,400	325,800	359,700	378,400		
105	295,800	326,200	360,100	379,000		
106	296,300	326,700	360,600	379,400		
107	296,800	327,200	361,100	379,900		

108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400			
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000			
110	297, 600	328, 500	362, 600				
111	297, 800	328, 800	363, 100				
112	298, 100	329, 100	363, 500				
113	298, 400	329, 400	363, 900				
114	298, 600	329, 800	364, 300				
115	298, 900	330, 100	364, 800				
116	299, 100	330, 400	365, 300				
117	299, 400	330, 600	365, 700				
118	299, 700	330, 900	366, 200				
119	300, 000	331, 200	366, 700				
120	300, 300	331, 400	367, 200				
121	300, 600	331, 600	367, 500				
122	301, 000	331, 900					
123	301, 300	332, 200					
124	301, 600	332, 500					
125	301, 800	332, 700					
126	302, 000	333, 000					
127	302, 300	333, 400					
128	302, 700	333, 600					
129	302, 900	333, 800					
130	303, 200	334, 000					
131	303, 600	334, 400					
132	304, 000	334, 600					
133	304, 200	334, 900					
134	304, 500	335, 300					
135	304, 800	335, 700					
136	305, 100	336, 100					
137	305, 300	336, 400					
138	305, 600	336, 800					
139	305, 900	337, 200					
140	306, 200	337, 600					
141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					
144	307, 500	339, 000					
145	307, 700	339, 300					
146	307, 900	339, 700					
147	308, 200	340, 100					
148	308, 600	340, 500					
149	308, 800	340, 800					
150	309, 000	341, 200					
151	309, 300	341, 600					
152	309, 600	342, 000					
153	310, 000	342, 300					
154	310, 200						
155	310, 400						
156	310, 700						
157	311, 000						
158	311, 300						
159	311, 600						
160	311, 900						
161	312, 300						
162	312, 600						

163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める看護職に属する職員に適用する。

別表第5 指定職基本給表(第12条関係)

号俸	基本給月額
	円
1	716,000
2	772,000
3	829,000
4	908,000

備考 この表は、ノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞、日本芸術院賞の受賞者又はこれらの賞に相当する賞の受賞者であつて、別に総長が指定する者に適用する。

別表第6 特定職基本給表(第12条関係)

号俸	基本給月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	687,000
7	740,000
8	802,000
9	864,000

備考 この表は、別に総長が指定する特定の職員に適用する。

別表第6の2 URA職基本給表(第12条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
3	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
4	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		

53	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	297,100	346,000			
87	297,400	346,400			
88	297,700	346,800			
89	298,000	347,000			
90	298,300	347,400			
91	298,600	347,800			
92	299,000	348,200			
93	299,200	348,400			
94	299,400	348,800			
95	299,700	349,200			
96	300,100	349,500			
97	300,300	349,800			
98	300,600	350,200			
99	301,000	350,600			
100	301,400	351,000			
101	301,600	351,500			
102	301,900	351,900			
103	302,200	352,300			
104	302,500	352,700			
105	302,700	353,200			
106	303,000	353,600			
107	303,300	353,900			

108	303, 600	354, 200					
109	303, 800	354, 700					
110	304, 200						
111	304, 600						
112	304, 900						
113	305, 100						
114	305, 300						
115	305, 600						
116	306, 000						
117	306, 200						
118	306, 400						
119	306, 700						
120	307, 000						
121	307, 400						
122	307, 600						
123	307, 900						
124	308, 200						
125	308, 500						

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定めるURA職に属する職員に適用する。

別表第7 適用区分表(第25条関係)

勤務箇所	職員	調整数
1 大学院の研究科及び学院	(1) 教授、准教授、講師又は助教で大学院の研究科又は学院において、講義、演習、実験・実習を合わせて2単位以上担当するもの又は主任として学生に対する研究指導を担当するもの	2
	(2) 大学院の研究科又は学院に在学する学生の指導に従事する助教又は助手	1
2 専門職大学院	(1) 教授、准教授、講師、助教又は実務家教員で専門職大学院において、講義、演習、実習を合わせて2単位以上担当するもの又は学生に対する添削指導若しくは実務指導を担当するもの	2
	(2) 専門職大学院に在学する学生の指導に従事する助教又は助手	1
3 医学研究院	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
	(2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
4 医学研究院附属動物実験施設及び遺伝子病制御研究所附属動物実験施設	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員(教員を除く。)	1
5 北海道大学病院	(1) 精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 精神病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師	2
	(3) 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及び病理細菌技術者の助手	
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者及び診療放射線技術者の助手	
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	(7) 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長、副看護師長、助産師、看護師、准看護師及び看護助手	1
	(8) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	
	(9) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	
6 水産学部附属練習船	(1) 練習船に乗り組み、実習生を直接教育する教員である船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士、各長及び各次長	2
	(2) 練習船に乗り組む職員で海事職基本給表(B)の適用を受けるもの	
7 統合URA本部	経営支援業務に従事する職員でURA職基本給表の適用を受けるもの	2

別表第8 調整基本額表(第25条関係)

イ 一般職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円

7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

ロ 一般職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ハ 海事職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	7,000円
2級	8,600円
3級	10,600円
4級	12,200円
5級	12,800円
6級	14,100円
7級	15,200円

ニ 海事職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	7,800円
3級	9,200円
4級	9,500円
5級	9,900円
6級	10,800円

ホ 教育職基本給表

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

ヘ 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ト 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

チ URA職基本給表

職務の級	調整基本額
1級	8,500円
2級	9,600円
3級	10,200円
4級	10,600円
5級	11,200円
6級	12,100円
7級	12,700円

別表第9(第27条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	51,600
1年以上2年未満	51,600
2年以上3年未満	51,600
3年以上4年未満	51,600
4年以上5年未満	51,600
5年以上6年未満	51,600
6年以上7年未満	49,800
7年以上8年未満	48,000
8年以上9年未満	46,200
9年以上10年未満	44,400
10年以上11年未満	42,600
11年以上12年未満	40,800
12年以上13年未満	39,000
13年以上14年未満	37,200
14年以上15年未満	35,800
15年以上16年未満	34,400
16年以上17年未満	33,000
17年以上18年未満	31,600
18年以上19年未満	30,200
19年以上20年未満	28,800
20年以上21年未満	27,400
21年以上22年未満	26,800
22年以上23年未満	26,200
23年以上24年未満	25,200
24年以上25年未満	24,600
25年以上26年未満	24,000
26年以上27年未満	23,400
27年以上28年未満	22,800
28年以上29年未満	22,000
29年以上30年未満	21,700
30年以上31年未満	21,300

31年以上32年未満	20,700
32年以上33年未満	19,800
33年以上34年未満	18,900
34年以上35年未満	18,200

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第10(第41条関係)

火山名	アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山、岩木山、八甲田山、十和田、秋田焼山、岩手山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山、蔵王山、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳、日光白根山、草津白根山、浅間山、新潟焼山、弥陀ヶ原、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、白山、富士山、箱根山、伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島、硫黄島、鶴見岳・伽藍岳、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島
-----	--

第41条第1項第1号に規定する「勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所」として指定するものは、上の表に掲げる火山における山上の観測点の所在する場所のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から徒歩によらなければならない場所で、当該場所までの徒歩による距離が片道1,500メートル以上であり、かつ、その所要時間が片道45分以上の地点に所在するもの
- (2) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から再び交通機関又は自動車等を利用することができる最初の地点まで徒歩によらなければならない区間で、当該区間の徒歩による距離が2,000メートル以上であり、かつ、その所要時間が1時間以上の区間内に所在する場所のうち、徒歩を開始する地点から最遠の地点に所在するもの((1)に該当するものを除く。)
- (3) 地方公共団体等の公共機関により、火山の爆発、地殻変動、噴気、有毒ガス等の火山活動による災害から住民、登山者等の生命及び身体を保護する目的をもって、立入禁止、登山規制、立入注意等がなされている区域内の所在するもの((1)及び(2)に該当するものを除く。)

別表第11(第41条関係)

研究林の名称	所在地
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 北管理部天塩研究林	北海道天塩郡幌延町字間寒別
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 北管理部中川研究林	北海道中川郡音威子府村 北海道中川郡中川町
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 北管理部雨竜研究林	北海道雨竜郡幌加内町
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 南管理部苫小牧研究林	北海道苫小牧市字高丘
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 南管理部檜山研究林	北海道檜山郡上ノ国町字小森
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 南管理部和歌山研究林	和歌山県東牟婁郡古座川町平井字成井谷

別表第12(第44条関係)

所在地	施設	級地区分
北海道 日高郡新ひだか町静内御園111	北方生物圏フィールド科学セ	1級地

		ンター耕地圏ステーション静内研究牧場	
	雨竜郡幌加内町字母子里	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部雨龍研究林	1級地
和歌山県	東牟婁郡古座川町平井559	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション南管理部和歌山研究林	2級地

別表第13(第45条関係)

所在地		施設
北海道	中川郡音威子府村音威子府	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部中川研究林
	天塩郡幌延町字問寒別	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部天塩研究林

別表第14(第53条関係)

寒冷地の区分	支給地域
1級地	名寄市 天塩郡幌延町 中川郡音威子府村 雨竜郡幌加内町
2級地	札幌市 苫小牧市 厚岸郡厚岸町 余市郡余市町 有珠郡壮瞥町 虻田郡洞爺湖町 亀田郡七飯町
3級地	函館市 室蘭市 日高郡新ひだか町

別表第15(第53条関係)

寒冷地の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400円	16,200円	11,500円
2級地	26,000円	14,500円	9,800円
3級地	25,100円	14,300円	9,600円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第14に掲げる支給地域に居住する扶養親族のないもののうち、単身赴任手当を支給される職員(別表第14に掲げる支給地域に居住する扶養親族のある職員との権衡を考慮する職員を除く。)及びこれに準ずる職員を含まないものとする。			

別表第16(第54条関係)

入試区分	担当区分		手当額
大学入学共通テスト 個別学力検査等(前期 日程)	総務部門	責任者	1回当たり90,000円
		部員	1回当たり60,000円
	試験問題等点検部会	部員	1回当たり15,000円
個別学力検査等(後期 日程)	試験場部会	部員	1日当たり10,000円
	試験場本部	事務担当者	1日当たり10,000円

総合型選抜 私費外国人留学生入試 帰国生徒選抜	試験監督	監督員A	1日当たり8,000円
		監督員B	1日当たり5,000円
	救急医療部会	部員	1日当たり10,000円
	出題部会	責任者	1回当たり60,000円
		責任者補佐	1回当たり45,000円
		教科・科目責任者A	1回当たり60,000円
		教科・科目責任者B	1回当たり23,000円
		部員A	1回当たり50,000円
		部員B	1回当たり17,000円
	採点部会	責任者	1回当たり45,000円
		責任者補佐	1回当たり40,000円
		教科・科目責任者	1日当たり13,000円
		部員	1日当たり10,000円
	面接	責任者	1日当たり13,000円
		面接員	1日当たり10,000円
	実施本部	部員	1日当たり8,000円
大学院入試 編入学試験 専攻科入試	入試業務従事者		1回当たり4,000円

備考

- 表に掲げる担当の定義は、国立大学法人北海道大学アドミッション本部規程(平成20年海大達第20号)及び表に掲げる入試区分ごとの実施要項等に定めるところによるものとし、当該要項等に定めのないものについては、次のとおりとする。
 - 試験問題等点検部会の部員とは、個別学力検査等前期日程及び後期日程の試験問題の点検業務(予備問題(追試験を行う場合その他の場合に使用する問題をいう。第4号において同じ。))の点検業務を含む。)に従事する者をいう。
 - 試験監督監督員Aとは、各試験の全日にわたり業務に従事する者をいう。
 - 試験監督監督員Bとは、各試験の半日にわたり業務に従事する者をいう。
 - 出題部会の教科・科目責任者Aとは、個別学力検査等前期日程及び後期日程の出題業務(予備問題の出題業務を含む。第6号において同じ。))に従事する者のうち、各教科・科目の責任者をいう。
 - 出題部会の教科・科目責任者Bとは、総合型選抜、私費外国人留学生入試及び帰国生徒選抜の出題業務に従事する者のうち、各教科・科目の責任者をいう。
 - 出題部会の部員Aとは、個別学力検査等前期日程及び後期日程の出題業務に従事する者のうち、責任者、責任者補佐及び教科・科目責任者以外の者をいう。
 - 出題部会の部員Bとは、総合型選抜、私費外国人留学生入試及び帰国生徒選抜の出題業務等に従事する者のうち、責任者、責任者補佐及び教科・科目責任者以外の者をいう。
 - 総合型選抜のうち、国際総合入試の入試業務従事者については、別表第16の右欄に掲げる手当額にあつては「1日」とあるのは「1回」と読み替えるものとする。
 - 私費外国人留学生入試のうち、現代日本学プログラム課程及びインテグレイテッドサイエンスプログラムの入試業務従事者については、別表第16の右欄に掲げる手当額にあつては「1日」とあるのは「1回」と読み替えるものとする。
- 大学院入試、編入学試験及び専攻科入試における入試業務従事者については、各研究科等において定める出題部会部員、採点部会部員等の担当ごとにそれぞれ1回として手当額を算出するものとする。